

議案第 5 6 号

さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 4 0 号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（登録の拒否）</p> <p>第 6 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該 当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書 類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、 若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、 その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と 同一の行為能力を有しない未成年者でその法定 代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する もの</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第 6 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該 当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書 類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、 若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、 その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と 同一の行為能力を有しない未成年者でその法定 代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。